

ン、iMacに日本の企業というのは多く、私の地元企業もですけども、コンデンサーを納入したりであるとか、チップを納入したりであるとか、そういったサプライヤーに、日本の産業はものづくりが主力ですので、そこからアップルに、 아이폰に製品を採用してもらうには、日本もやはり、原子力や石炭といったリニューアブルと位置づけられない電源から、リニューアブルに位置づけを、主力電源構成を変えていかなきゃいけないんじゃないか、そういった産業競争力上の答えも導けるわけですね。

そういつたあたり、再生可能エネルギーを使っていない製品は受け入れられないから再生可能エネルギーシフトを進めなきゃいけないというような、そういった産業競争力の観点というのは、今回のエネルギー基本計画をお考えになる上で考慮されたんでしょうか。

○世耕国務大臣 御指摘のように、五月十六日の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、再生可能エネルギーについて、エネルギーミックスにおいて電源構成全体の二二から二四％を占める主力電源という表現を今回は入れさせていただきましたが、それをエネルギー基本計画の今案としてお示しをしているところであります。

この主力電源という言葉をなぜ使ったかという、やはり、技術革新などによって、世界的には低コストで再生エネの導入が増大をしていることと、あるいは、今御指摘のような、産業競争力の観点も踏まえて、日本においても、国民負担を抑制しながら大量導入を図っていくという決意を示したものであります。

この素案の取りまとめに当たっては、基本政策分科会においても、このRE100ということも議論の俎上に上がりました。こういった企業の動向も含めて、再生可能エネルギーへの期待の高まりを踏まえた御議論をいただいたところであります。今、RE100もそうですし、あるいはESG

投資ということで、世界の機関投資家が、環境について、再生可能エネルギーをできる限り使うなどの取組をやっているところを優先的に投資をするというふうな動きも出てきているわけですから、やはり、再生可能エネルギーの利用というのを産業競争力強化という視野も持ちながらやっていきたいというふうに思っております。

○斉木委員 このRE100がどれだけ広がっていくのかというのは私もまだ確信が持っていないですけれども、現状、日本の企業でどれだけ宣言をなさっているかという、例えばイオングループであるとか、B7Cですね、直接消費者と接しているような大手のスーパーチェーンなどが、やはり環境に優しい企業であるという、コーポレートアイデンティティを高めるために採用している例が一つ。そして、リコーさんのような、例えば、DHLにコピー機を、全世界に納入している

ので、DHLにコピー機を売るのであれば、やはりリニューアブルなエナジーを使わなければいけないといったサプライヤーからの要請に要請に応じるようなケース、いろいろあると思います。一方で、やはり鉄鋼業界などと話をしておりますと、アルミ、鉄をつくるのに多量の電力を必要とします。やはり、イメージよりコストだと。電力料金がかなめなんだから、電源構成よりも値段を安くする電源構成を考えてほしいというふうな要請もあります。

今後、このRE100というのは、日本の企業の間にもどくに広まっていくというふうなお考えをお持ちでしょうか。

○世耕国務大臣 どう広まっていくかというのはなかなか見にくいわけでありませうけれども、ESGの観点などから評価をされるということも踏まえると、この投資受入れをするためには、やはり、進めていかなければいけないという取組も出てくるのではないかとこのように思っております。

今、企業の取組ですと、例えば、もう調達する電源を水力由来のものだけに限るといような、

これは何かアクアプレミアムというふうな、そういった電力サービスも出てきていますし、あるいはグリーン電力証書みたいなものを取引をして、調達をして、このリニューアブルエナジーの比率を高めるとい取組とか、あるいは非化石証書を買ってとるか、いろいろなやり方が出てくるんではないかというふうに考えております。

○斉木委員 もう時間が参りましたので。私は、このエネルギー政策を考える上で、これはやはり産業のかなめでございますので、ぜひ、その産業競争力、日本はものづくり国家ですから、多分、この前ITの議論もさせていただきましたけれども、ITはやはりプラットフォームが先行して、中国でもアリババとかテンセントがやはり十億以上のMAUというか、デリーのユーザーを誇っている。これを、現状を鑑みて、やはりものづくりで食べていくという部分は日本の経済は今後も大きいと思いますので、それを何

のエネルギーで動かしていくのか、こういったことも海外に物を買っていただくためには考えていかなければいけない。電源構成を考える上で非常に重要な要素だと思っておりますので、ぜひ、そのあたりも加味をして、今後のエネルギー政策を考えていっていただければと思います。

○稲津委員長 次に、田嶋要君。以上です。どうもありがとうございます。

○田嶋委員 無所属会派の田嶋要でございます。よろしくお願いたします。少し、政府参考人の人数を事前に教えていただいた方が、ちょっと多過ぎたかと思っております。今出ましたRE100でございますけれども、ちょうどこのリニューアブルが流れておまして、大臣に通告してありませんが、一つお尋ねしたいと思っております。

このRE100、去年私も質問させていただきまして、経産省が余り前向きじゃないので企業が踏み切れないという声があるということをお伝えしました。足を引っ張っていることはもちろんあ

りませんという御答弁をいただいたのはよく覚えております。そのとおりだと思いますが、きのうのニュースは、河野大臣の外務省に背中を押される形で、環境省もこのRE100に前向きになったと、一転と書いてありますけれども、いい効果が出ていますと私は思っております。ありがとうございます。そこで世耕大臣、本家の経済産業省として、このRE100に対して前向きに取組をしていただくことはできるでしょうか。

○世耕国務大臣 エネルギーを使う企業、産業界が、再生エネの価値を積極的に評価をして自主的に調達をする、これがまさにRE100の本質だといふふうに思っています。そのことは、その企業が、今ESG投資とかSDGsに基づく投資という機関投資家の動きが出てい中で、投資家からそういった動きが高評価をされて、そして投資の受入れ拡大などによって競争力の強化につながる可能性があるという期待をされるわけでありまして、このRE100の動きというのは、産業界を所管する立場としての経産省としても歓迎すべきことであるといふふうに考えております。

○田嶋委員 では、環境省はRE100に関して、国際的な企業連合RE100への加盟を検討するといふふうに言っているようにございますが、経済産業省も同じでよろしいですか。

○世耕国務大臣 ちょっとその件については、通告いただいているので、今ここで公式の見解を述べるのは控えさせていただきます。○田嶋委員 少しきょうの分野にもつながりませうけれども、印象としては、やはり再生可能エネルギー全般に関して、むしろ外務省や環境省の方がはたつとやられてる印象がございます。経済産業省が決して足を引っ張っている存在というふうには思われないうにお願いしたいというふうに思っています。

それでは通告に従って質問申し上げますが、この省エネというのは、私は、化石資源の使用のこととはどういふふうに関係してくるのかということとをまず簡単に御説明をいただきたいというふう

に思います。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。

省エネ法におきましては、第一条の目的におきまして、燃料資源の有効な利用の確保を掲げております。燃料資源の有効な利用とは、燃料資源の使用の合理化や適切な燃料を選択することなどを通じて燃料資源の効用を最大限に引き出すことでありまして、すなわち、その単位生産量当たりの化石資源の使用を減らすことを意味するものでございます。

○田嶋委員 燃料資源というのはいろいろありますけれども、要は、今の御答弁のとおり、資源の乏しい国日本でありますので、ここで私たちが省エネになぜこだわるかというのは、化石資源をいかに使わないようにしていくかということだという認識をいたしました。

それでは、省エネと再生エネ、そして省エネと熱利用はどういう関係にあるかということをお答弁ください。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。

省エネ法におきましては、再生可能エネルギーの利用も、あるいは廃熱の再利用などの熱の有効利用も、それに伴い化石燃料の投入を減らすこととなります。したがって、いずれの場合も、単位生産量当たりの化石燃料の使用を減らすことにつながるため、省エネ法上の省エネとなります。

○田嶋委員 ありがとうございます。

省エネと再生エネという言葉もされるわけですが、今御答弁いただきましたとおり、電気の使用量を減らすとか使っている油の量を減らすという目に見える省エネ以外にも、一見省エネとはまた違う形の、再生可能エネルギーをふやすという行為そのものと同じ分量の石炭とかあるいはそうした油の消費を減らすという側面があるわけですから、やはり再生エネ・イコール省エネという部分も出てくるというふうに理解をいたしました。

また、熱に関しても、使っている油の量を減らす

すということもありますが、無駄にしている熱をキャッチしてきちんと利用していくことができれば、ほかで本来もともと消費していた化石資源を、消費を減らしていくことができるという意味で、省エネにはさまざまな態様があるんだらうというふうに理解をいたしております。

そこで、きょうは農水省にもお越しをいただきまして、そういう意味で、省エネ・イコール再生エネという面もあるという観点から、再生エネのことからまずお尋ねをさせていただきたいと思っております。

先週ですか、今週ですか、営農型のソーラーシェアリングに関して、私は結構評価をしておりますけれども、大きな一歩、決断をさせていただきました。農地の一時転用期間というのを三年から十年というふうに延ばしていただいたわけですが、その背景、理由をお答弁ください。

○谷合副大臣 御質問ありがとうございます。

営農型太陽光発電に関しましては、全国的に今広がっているところでありますが、先生の御地元千葉県で最も活用実績があるところでございます。

これは、平成二十五年にこの制度を始めておりますけれども、平成二十五年以降の営農型太陽光発電の取組について検証いたしました。そうしましたところ、下部農地、いわゆるパネルの下の農地ですけれども、下部農地での営農への支障があった事例の発生割合は、担い手以外が営農するものは三二%と多かったのに対して、担い手が営農しているものは六%と非常に少なかった。

さらに、荒廃農地を活用した営農型発電設備の設置が全体の三二%を占めて、荒廃農地の再生に貢献していることがわかれるという結果になりました。

こうした結果を踏まえまして、担い手が所有する農地又は担い手に利用権等を設定している農地を活用する場合、農用地区域内を含め荒廃農地を活用する場合については、一時転用許可期間をこれまでの三年以内から十年以内に延長すること

としたものでございます。

○田嶋委員 今まで、一時転用の期間が三年であるがゆえにファイナンスがなかなかつかないといった問題が大きな問題と言われておりました。現在、千葉県がリードしているようでもございませけれども、今回の農水省のそうした判断は、大変評価をできるというふうに思います。

ただ、今おっしゃっていただいたような条件付でございますので、できれば、下を違う人がやっているという問題が起きるとかいうことは、例えば違う手段で解決をするなどを考えていただいて、制約なしでやはり三年を十年まで緩和をできるようにして、ぜひとも今後の再生可能エネルギー、すなわち省エネでもあるわけですが、の主力にソーラーシェアリングが育っていくようにお願いをしたいというふうに思います。

今後、金融機関の理解が非常に鍵となってくるというふうに思いますが、どのようにこれから取り組んでいくお考えか、もちろん経済産業省と連携していただきたいと思いますけれども、どういうお考えか、御答弁ください。

○谷合副大臣 営農型太陽光発電につきまして、担い手の所得向上等による農業経営のさらなる改善を促進するために、今月十五日、促進策を発表したところではございまして、先ほどの質疑のやりとりとあるとおり、一時転用期間の延長のほか、優良事例等の周知や地方農政局等での相談窓口の対応を行うこととしていただいております。

この促進策によりまして、作物の販売収入に加えて、売電収入等によりまして農業経営の改善や、これは長期の営農計画が立てやすくなりますので、金融機関に対する営農型太陽光発電の事業継続の信用力が高まる等の効果も期待するところでございます。

したがって、関係機関とも連携しながら、全国的な業界団体等を通じて、例えばJAバンクを始めとした地域の金融機関に対して本促進策の内容をしっかりと情報提供いたしまして、営農型

太陽光発電の普及にしっかりと努めてまいりたいと思っております。

○田嶋委員 私も地元のJAさんとかにこういうお話をさせていただいてまいっておるんですけども、やはりなかなか新しいものに飛びつく方ばかりではないのかなど。

お手元の配付資料の二をごらんをいただきたいんですが、いろいろな金融機関の貯貸率というんですか、預貸率、貯貸率。農協さんの貯貸率は今二二%ということで、どんな地方関係の金融機関も苦慮しているわけですね、貸し先に。その中でも農協も大変低いということでありまして、新たなビジネスにも十分育っていき得るこのソーラーシェアリングというのは、私は農村部で大変鍵になつてくると思います。

城南信用金庫だけがやたらと有名という印象があるんで、地元でもいろいろ説明してもなかなか乗ってこないのは何でだろうなという感じもするんですが、やはり、三年が十年、今おっしゃっていただいた、信用力が高まる、そのとおりですね。下の農作物はやはり自然によっていろいろリスクが高いけれども、上の電力は安定的収入が期待できるから、キャッシュフローの観点からいっても、金融機関は非常に貸しやすくなるわけではございまして、ぜひとも、農協だけじゃなくて、信金、信組も地銀も、そういったところもしっかりと、金融庁やあるいは経産省とも連携をしながら、普及に努めていただきたいというふうに思っております。ぜひともよろしくお願いいたします。

それで、ただ、ソーラーシェアリングというのは、下はちゃんと農業をやるのが大前提で、むしろ、耕作放棄地をなくしていくこと、地域の振興に非常に役立つ。私が関係してきた千葉のソーラーシェアリングも、例えば、下で大豆をつくるのと、一つの単位当たりで九十万円の年収、上はそれに対して二千万円という話があるんですね。余りに違うので、ややもすると、下がいいかげんになっちゃいけない。なんちゃって農業ではいけ

なくて、しっかりと一次産業もやりながら、上でも兼業してエネルギーの地産地消にも役立っていただくということが鍵になるわけでありますが、しかし、一点、経済産業大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

いわゆるメガソーラーというのが大分ふえてきた、特にソーラーシェアリングは突出してふえたわけでありませうけれども、また、これから、今申し上げたソーラーシェアリングをぜひとも、私は、むしろメガソーラーよりも主力に育てていきたい。ただきたいという気持ちがあるわけですが、どうも地域社会でのトラブルのケースもふえてきているという印象でございます。

私のところにもいろいろ飛び込んでまいります。千葉も農地が多いわけなので、ソーラーシェアリングにも向きますけれども、メガソーラーにも向いてしまう部分があつて、ある日突然山の木が切られたとかということが時々報告が入るわけでございます。

これは、FITの改正法の中でも、そうした懸念に関して、地域社会との融和というような話があつたわけでありませうが、現状、ここをどのように経産大臣は認識されているか。少し何か、私は、手をもう少し打たなければ、やはりこういうクレームのケースが大変これからふえていくような気がいたします。

せっかく農水省がいい制度改正をしていただいで前向きにやってくる、そうすると、当然、地元のアと地元の農業委員会の目の色も変わってくると思ひます。今が非常にターニングポイントなところで、ここでやはりこれからのいろいろなトラブルを未然に防止する必要もあろうかと思ひますが、経済産業大臣、その点、現状をどう認識されているか、そしてどう追加的な手を打つ必要があるか、とお考えを御答弁ください。

○世耕国務大臣 これは、メガソーラーであろうとソーラーシェアであろうと、太陽光発電事業の実施に当たっては、やはり、長期安定的に発電事

業を行うという観点から、地域住民の御理解をいただくながら事業を進めていくことは非常に重要だと思ひます。

FIT制度開始以降、やはり地域住民とトラブルになる太陽光発電設備が増加をしていることを踏まえて、昨年四月に施行された改正FIT法、これに基づいて策定をした事業計画策定ガイドラインにおいて、地域住民とのコミュニケーションを図ることを新たに事業者の努力義務として定めたところであります。コミュニケーションを怠っていると認められる場合は、必要に応じて指導を行っているところであります。

また、太陽光発電に対する不信の一つが、このまま終わらしたらおられるんじゃないかとかという心配もあつたので、これは、しっかりと撤去費用を積み立てていくような仕組みを、もう今やれることも既に始めていますし、制度としてやはり積立てをちゃんと別途行つて、いざというときは、廃業するようなどときはしっかりと撤去が行えるようにしていくということも信頼を得る上で重要だと思ひます。

各地域住民とのコミュニケーションに関しては、やはり、それぞれ地域事情とか、そのソーラーパネルの設置のあり方などに依りて、それぞれケース・バイ・ケースで丁寧な決めた方がいいんじゃないかと思ひます。国が法律でもっと義務化をした方がいいんじゃないかという議論もあつたけれども、コミュニケーションを義務化すると、例えば説明会を一回開きましたとか、外形的にやつてしまつて、それでオーケーみたいななと思ひますので、やはり、丁寧なコミュニケーションというのは、それぞれケース・バイ・ケースで、国が一律に義務化をするのではなくて、地域の特性や事情に合わせて重要なことと思ひます。

例えば、自治体が条例で定めていただいで、それに違反をした場合は、FIT法に基づいて、必要に応じて認定を取り消すといった形で対処をしていくことが適当ではないかなというふうな考

ております。

○田嶋委員 おっしゃることもわかるんですけども、例えば、おととい私のところにも電話が入りまして、何か、住宅街に突然紙が入つていて、あしたからこの梅林を切るんだみたいな話だ。何も当然知らされていないわけ、そういう連絡が入りまして、要するに、たとえ条例でそういうことが書いてあつたとしても、やはり、知らないうちにどんどんやられてしまつと、もうそのケースに関してとはとまらない、既成事実化されてしまつと、そういうようなことも今後起きるのかなと。私は、せっかく、これから伸ばしていかなくやいけない分野なのに、相当地域で嫌われ者になつていくということも心配をしております。

それから、おっしゃつていただいたような、ほつたらかしのされるんじゃないかという問題もあつたけれども、他方で、その反射光とかで大変健康被害の心配もいたつたわけですね。そういうことだから考えると、私は、義務化もやりようだと思ひます。義務化をしたから、先ほど大臣がおっしゃつたような、一回やつて、形だけやつて終わらせないことになつて、かどうかは、義務化の仕方次第ではないかな。それから、先ほどおっしゃつた積立ての問題は、どういう意味かはちよつとはつきりしませんが、制度化する必要があるということ、今後の課題としておっしゃつておられるのかと思ひますが、私は、その二点、義務化をやはりするべきだと思ひます。

それから、積立てに関しては、そこが今なされてないなら制度化をしようということですが、大臣、いかがですか。

○世耕国務大臣 まず、コミュニケーションの義務化については、これは、経産省としてはやはり、一律でコミュニケーションを義務化をするよりは、地域の事情に合わせた方がいい。条例などによつて、それに違反をした場合に認定取消しという方が、私は、地域事情を反映したきめ細やかなコミュニケーションができるのではないかなと思ひます。

うふうに思ひます。

積立てについては、これは制度化を今検討中でありませう。また、制度化を待つまでもなく、本来FIT価格には撤去費用も入つていますので、それをちゃんと積み立てているかどうかを点検する仕組みは、もう今既に入れていることにしているわけでありませう。それをさらに、もう完全に会計上別会計で積み立てなければいけないとなると、これはちよつと、制度改正が必要になりますので、これもできるだけ早くやりたいと思ひます。現在検討中でございます。

○田嶋委員 条例の話はわかりました。検討を私もしたいと思ひますが、積立ての方はぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、複数の事業者の連携による省エネ、今回の法案の自身に関連する質問をさせていただきます。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。まず、後者の事例の方ですが、産業、業務部門において想定される事例といたしまして、設備集約のほかに、例えば、熱や電気の需要の大きさが異なる複数の企業が連携をして、大規模なコージェネレーションシステムを導入して、そこで熱や電気を融通することで、全体として大幅な省エネを図るもの、あるいは、サブライチエーション上の事業者が必要予測データを共有いたしまして、生産や販売の計画を最適化することで、全体として大幅な省エネを図るものなどが具体例として挙げられると思ひます。

それから、運輸部門におきましては、貨物の輸送ルートが逆方向の複数の荷主が連携いたしました、互いに復路で相手企業の貨物を輸送して、トラックの稼働率を向上することで、全体として大幅な省エネを図るといった事例が考えられると考

えております。

こうした連携の事例につきまして、産業、業務部門では大体毎年五十件程度、運輸部門におきましては毎年十件程度の認定件数を想定しているところでございます。

○田嶋委員 二社、三社といった連携によって省エネ効果を出す、これまで省エネ法は単独企業ごとの評価であったわけでありまして、こういった、一歩前進ということで、年間五十社ぐらい、五十ケースぐらいそういう話が出てくるという話でございます。

結局、この法案のこういった考え方を突き詰めてまいりますと、一地域、面的に非常に近い距離にあるいろいろな事業体、病院等も含めて、そういったところが、自治体の例えば主導のもとにかもれないし、自治体は別かもしませんが、金融機関なども巻き込みながら、いわゆる、例えば熱密度の高い地域の中核企業などにインセンティブを与えて省エネ推進を面的に進めていく、そういうことになるのではないのかなという感じがいたしますが、大臣、そこはどのようにお考えですか。

○世耕国務大臣 まさに今御指摘のように、熱密度の高い地域、いつも羽田に着陸するときに見える京葉工業地帯なんて、もう大変な熱密度のエリアが物すごく広がっていると思っておりますけれども、こういう熱密度の高い地域などにおいて、複数の事業者が連携をしてエネルギーを面的に利用する仕組みを構築することは、これは省エネ対策上極めて重要だというふうに思っています。

こういう仕組みを円滑に構築するためには、やはり中核になる企業とかが必要だと思っております。例えば地域の中核企業ですか、あるいは自治体、あるいは地域の金融機関、あるいは電力、ガスといったエネルギー関係の会社などが、複数の事業者のエネルギー使用量や使用形態に係る情報を共有したり、費用負担に係る調整を行うなど、まとめ役としてやはり積極的に関与することが鍵だと思っております。

このために、経産省としては、例えば、省エネ補助金を活用して、ガス会社を中心になつて、工業団地において複数の事業者の電気と熱の需要を取りまとめて、大型コージェネシステムによって電気と熱の両方を供給するといった取組ですとか、あるいは、地産地消型エネルギーシステム構築補助金を活用して、エネルギー会社が再エネ電気や廃熱などを、エネルギー管理システムを用いて、近くの公共施設や住宅などに対して高効率に供給するような取組などを支援をさせていただいていくところであります。

こういった支援策も活用しながら、このエネルギー、特に熱密度の高い地域で面的に利用する仕組みの構築に向けた取組を進めてまいりたいと思っております。

○田嶋委員 都市部には大変大きな集積があつて、エネルギー消費が大変大きいわけでありまして、まさに冒頭確認させていただいたとおり、省エネというのは、使っている量を減らすだけじゃなくて、今無駄にしてしまっている熱をキャッチすることで、例えば、ほかの事業者が有効活用したい、そこにビジネスが生まれる、そして無駄がない、そこに省エネにつながる、こういうような節約できて省エネにつながる、私には、この法案は法案として、もう少し大きなピクチャーで、面的に省エネを推進するようなことを、今の補助金という話もありますが、いろいろ御検討いただきたいなというふうに思っています。

お手元に資料三をつけさせていただいて、これは昔の話ですけれども、一度法案を出させていたものでございます。要は、今回の法案は、単独で測定していたものを複数の測定というふうに見直して、省エネ量をうまく分配するというふうな、評価にかかわる話でございますが、私は、例えばこの、公表制度と書いてあるんですけども、左下ですね、要するに、地域の中核企業が、一体自分の事業をやる中でどれぐらいの熱量が廃熱されているか、そういったことをまずは測定を

して、それを公表して、そしてそれを地域のほかの事業者が、そこはうちが利用させてほしい、こういうようなことが進んでいくことが大がかりな省エネにつながるのではないのかなというふうに考えております。

次の資料四をごらんください。そんな話をしておりましたら、きのうおととい、経産省から一例として資料をいただきました。これは中国電力です。それから電力会社ですね、電力会社もこういった全く異なる種である三菱化成にこういった話をもう既に実現をさせているということでございますが、しかし、よく言われるのは、大規模集中型の火力発電などの発電エネルギー効率というのは大体四割、つまり、残りの六割は海か空気に逃げていって、大変もったいないことをやっているということとであります。

もちろん、電気の発電効率を目標上げてもそうなつちやうというのは、それは技術的にそういう制約はあるんでしょうが、私は、かつてフィンランドで電力会社を訪ねたときに、残りの六割をどうキャッチするかということで、熱として、巨大な導管がその電力会社の中にありまして、地域の熱供給網の出発点になっているということで、四〇%の発電と、加えて熱の部分で、全体で九割以上のエネルギーの効率を達成している、そういう事例も聞いてきたわけでありまして、それが全てに当てはまるかどうかはわかりませんが、日本にもこういった事例があるわけで、まさにこの資料三の、私たちがかつて法案をつくったような部分、あるいはこの四のようなケース、こういった、面的に大きな省エネを実現する廃熱の有効活用ということを私は考えるべき、未利用熱の有効活用を考えるべき、そのように考えておりますけれども、大臣、いかがですか。

○世耕国務大臣 御指摘のとおり、火力発電所におけるエネルギーの効率的な利用というのは、我々の掲げているスリーEプラスSの観点からも非常に重要だというふうに思っています。その方策の一つは、やはり発電そのものを高効

率化することでありまして、次世代の高効率石炭火力発電技術でありますIGFCや高効率ガスタービン技術など、火力発電の高効率化に関する技術開発なども今実施をしているところであります。

そしてもう一つが、御指摘のように、発電後に残る廃熱の活用ということ、これも非常に重要だと思っております。日本においても、先ほど御指摘のような、火力発電の廃熱を利用して熱供給を行っている事例というものも出てきております。こういった廃熱利用は、事業者が経済性を評価し、判断した上で実施をしているものでありますけれども、省エネ法に基づく火力発電の効率基準というものは、こういった取組を促す効果があるというふうに思っています。

また、経産省では、先導的な地産地消型エネルギーシステムの構築というのにも進めておりまして、発電所で発生する廃熱などの熱エネルギーを周辺地域において面的に融通する場合には、フィードバックシステムなどにより活用できる補助金というものも用意をしております。こういった施策を使うことによって、火力発電や熱供給の高効率化というのを図ってまいりたいと思っております。

○田嶋委員 そこで、熱というのが電気と、よく言われる大きな特性の違いの一つというのは、電気は速くに飛ばせるが、熱は速くに届けられないということでありまして、したがって、熱を有効に使う省エネを進めようとする、どうしても距離の制限が出てくるということになるわけでございます。そうなつてくると、やはり私は、エネルギーのそうした立案ということも、おのずから分権的になる傾向が強まるというふうに考えております。

そこで、きょうは環境省にお越しいただいておりますが、地域エネルギー政策というものは、計画策定をどのぐらいの都道府県などがされているのか、そしてその中で目標数値をちゃんと入れているものがどのぐらいあるのか、御答弁ください。例えば福島県は、二〇四〇年に県内需要の一〇

〇%を自然エネルギーとする、そういう目標数値を掲げております。いかがでしょうか。

〇米谷政府参考人 地域エネルギー政策に関する計画としては、地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市に地方公共団体実行計画区域施策編の策定が義務づけられております。

現在までに、四十七の都道府県、二十の政令指定都市、五十四の中核市及び三十一の施行時特例市の計百五十二の団体の全てが策定をしております。

この計画は、区域における温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項を定めるものでありまして、その内容としては、地域の事業者や住民による取組の促進も含めて、地域全体に及ぶ再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に関する施策等を盛り込むものであります。

なお、再生可能エネルギーの導入量や導入割合について具体的な目標を掲げておりますのは、都道府県では十六都道府県、政令指定都市では九市、中核市では十三市、施行時特例市では六市となっております。

〇田嶋委員 百五十二ということでございますが、うち、数字が入っているものが非常に少ないという現状でございます。全体の自治体の数からすると一割ぐらいですかね、千六百、七百、そんなような印象でございます。

私は、お手元に資料五で、これも、五年ぐらい前ですか、法案を出させていたおられるわけでございます。当然、審議も検討もしていただいているわけでございますけれども、もうそろそろ世耕大臣にも前向きな御答弁をいただいで、何代目の大臣かわかりませんが、私たちがこういう法案を出してから何代目かの大臣、もうそろそろ、先ほど申し上げた理由で、エネルギー政策は分権でいかなきゃやはりだめな時代になってきた。それぞれの地域で持てる宝物は全然違うわけでありまして、それぞれの地域で持てる資源をどう生かして、自分のところはどのようなエネルギー

の社会をつくるかと日本全体がトータルとして最も省エネが進むかということを現場現場で考えていただいたためには、頑張っていたらいい自治体は自治体として自発的に動いているわけですが、私は、そういうところに関して動機づけられるような法律、私たちが何年も前に出させていたような法律が必要ではないかというふうに考えますが、そろそろだと思いますが、大臣、いかがですか。

〇世耕國務大臣 御指摘のように、再生可能エネルギーや省エネルギーについてはやはり地域ごとの特性が反映される面が大きく、地方自治体の果たす役割というのは極めて重要だというふうに認識をしております。

このため、既に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、一定の地方自治体は、各自治体の温暖化対策に関する計画の中で、再生可能エネルギーと省エネに関する取組を位置づけて施策を進めてきているところであります。

経産省としては、環境省とも連携をしながら、自治体と事業者が連携した取組については事業者に対する補助率を高くするなど、さまざまな形で地方自治体によるエネルギー政策の立案、執行をサポートしてまいりたいというふうに思います。議員立法の取扱いについては、国会でお決めいただきたいと思います。

〇田嶋委員 やる気のあるところはどんどん進む、長野県なんかいい例ですね、しかし、たまたま余りそういうことに御関心が無い首長がいれば全然進まないという、まだら模様になってしまいうような状況を、やはり、日本にとって非常に重要なこの省エネを進める上ではそろそろアプローチを変えたいのではないかとというのが私からの御提言でございます。そして、今後とも、ぜひそういう方向の主張で続けてまいりたいというふうに思います。

次のテーマに移りたいと思います。きょうは国土交通省にお越しただいておりませんが、今回の閣法も、もちろん、余り、問題だと

言って反対するような中身ではないとは思ってすね。しかしながら、どなたか、きのうもおっしゃっていましたが、全体ピクチャーの中で本当にここが一番のポイントなのかという感じもしないではありません。

そこで、私は、非常に日本がおくれてしまっている、みんながそのことを十分理解をしてアクションをとっていかなくちゃいけない分野として、建築分野に関しての質問をさせていただきます。

建築分野は、三年前に、この省エネ法の特別法という位置づけで、建築物省エネ法というのが新たな法律としてつくられました。国土交通委員会でその当時質問もさせていただいたわけですが、残念ながら、当時は、世界に非常におくれているにもかかわらず、二千平米以上の非住宅のみにエネルギー消費性能基準への適合義務化ということが初めて行われたわけでありまして、要するに、住宅関係は一切手つかずということでありました。

それがスタートしたのは去年の四月でございますが、当時、聞くところによると、現場の工務店さんなども、変化についていけないというようなことで、かなり難色があったというようなお話も伺ったわけでありまして、法律の審議から以来三年、施行から一年がたったわけでありまして、この間、そうした意味では、当時の課題であった現場の皆さんの例えばスキルアップとか御理解を促めるとか、そういった部分に関してはどのように進んできたのかということをお答えください。

〇眞鍋政府参考人 建築物、住宅分野の省エネについて、特に中小工務店、大工さんの対策についてのお尋ねにお答えしてまいりたいと思います。今、田嶋先生が御指摘されたように、昨年の四月から建築物省エネ法によりまして、住宅以外の大規模な建築物の新築等に関して省エネ基準への適合を義務化したところでございますが、住宅は現在のところ義務化の対象になってございませ

しかしながら、多くの戸建て住宅が中小工務店

によって担われているということも考慮いたしますと、住宅の省エネ性能向上のためには、中小工務店あるいは大工技能者の方々の理解、技術力向上、これが重要な課題であるということについては強く認識してございます。

このため、平成二十四年度から、国土交通省から補助金をもって支援いたしました。中小工務店の大工技能者などを対象とした省エネ技術に関する講習会、これを全国で実施しております。

この講習会は、中小工務店などの技術力向上に取り組み都道府県ごとの協議会が実施主体となりまして、国土交通省の補助金を活用し、各地域内で参加を呼びかけつつ実施しているものでございます。平成二十九年度までに全国で延べ約十二万人の大工技能者等が受講しており、なお、今年度も継続して行っております。

二十九年度の受講者のアンケート調査をいたしました。それによりますと、回答者のうち六割の方が、みずからの施工に関して具体的な改善点に気がついたという回答をいただいております。この講習会、一定の成果が上がっている、効果があつたのかなというふうに考えております。

また、この講習会とあわせて、中小の工務店が地域の関連事業者とグループを構築して、省エネ性能にすぐれた良質な木造住宅を整備する場合に私どもの方から補助金で支援する、そういうメニューもございまして、その推進を図っております。

また、昨年の九月から学識経験者や業界団体の方々をメンバーとする研究会を立ち上げまして、住宅、建築分野の省エネ性能の実態把握、検証、省エネ基準への適合率のさらなる向上などに関しまして課題の整理を行うための場を設けました。こちらの方にも、中小工務店、大工技能者の団体の代表の方にお入りいただいて、御意見を伺っているところでございます。

引き続き、これらの方々の意見を伺い、あわせて技術力向上に向けた取組を推進してまいりたいと思っております。

○田嶋委員 引き続き取組を推進するのは大いに結構でございますけれども、御答弁はコンパクトにお願いしたいと思います。

大いに結構でございますが、お尻も迫ってきているということであり、資料六には、閣議決定で、エネルギー基本計画で平成二十六年に決定されました文書、一番下の部分でございますけれども、二〇二〇年までに、あと二年ないですね、二〇二〇年までに新築住宅についても適合義務化をするというふう書いてあるわけでございます。私、私は、三年前に法案、新法を審議したときも、非常におくれている今の日本の建築分野に関する問題、ここが私は日本全体の省エネの大きな肝の一つだということも思いますが、この部分が非常に遅々として進んでいないことに危機感を募らせておりました。

ぜひとも今後そうしたことがないようにしていただきたいと思います、確認でございますが、このペースで、二〇二〇年の全ての新築住宅、非住宅はももちろんですが、適合義務化を着実に達成できるということでもよろしいと思いますか。

○築大臣政務官 お答えいたします。

まず、御指摘のように、この省エネ基準への適合義務化については、エネルギー基本計画等において、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化することとされております。

これを踏まえて、先ほどこれも御指摘いただきましたけれども、建築物省エネ法を平成二十七年に制定し、平成二十九年四月から、同法により、住宅以外の大規模な建築物の新築等に際して省エネ基準への適合を義務化したところでございませぬ。

省エネ基準への適合義務化に向けた今後の進め方としては、まず、住宅、建築物の省エネ性能に関する実態について徹底的に把握、検証を行い、その結果を踏まえ、丁寧に検討を進めていくことが重要であると認識をしております。

このため、昨年九月より、学識者や業界団体の方々をメンバーとする研究会を立ち上げまして、住宅、建築物の省エネ性能の実態把握、検証や、省エネ基準への適合率のさらなる向上等に関する課題の整理を行いまして、本年三月末に取りまとめを公表したところでございます。

この取りまとめの中で、省エネ基準適合義務化の対象拡大につきましては、省エネ基準への適合状況の現状や対象拡大に伴う建築物の生産、審査体制への影響を見きわめることが必要であるということと、それから、エネルギー消費量が住まい方に依存するなど住宅の特性や、建築主等の認識、伝統的構法や地域の文化への配慮等に係る課題に留意することが必要であるといった指摘をいただいておりますので、今後は、審議会等を開きまして、これらの御指摘を踏まえながら、住宅、建築物の省エネ性能向上に向けた具体的制度設計について検討を進めていきたい、そのように考えております。

○田嶋委員 政務官、ありがとうございます。

いろいろおっしゃっていただきましたけれども、人によつては、過去の姉妹問題の、構造設計のときの失敗が大分トラウマになっているというように話も聞きますが、逆にそういう失敗を糧にして、出口をちゃんと意識して、二〇二〇年までに、今でもおくれにおくれているこの建築分野の省エネの問題、絶対にやり切っていたきたいというふうには私は思っています。

もう一つ、もう少し簡単な方かもしれませんが、中古住宅や賃貸住宅に、日本の場合にはBELSというのがありますが、いわゆる表示ですね、一体この建物に暮らすとどのぐらいの燃費なんだということがありますね。それはやはり、今、努力義務であります、これも義務化は絶対にしていただきたい。いかがですか。

○築大臣政務官 御指摘ありがとうございます。

消費者が省エネ性能にすぐれた住宅の選択をより行いやすくする観点から、販売時や賃貸時における省エネ性能に関する情報の提供は重要である

と認識をしております。このため、建築物省エネ法においても、建築物の販売又は賃貸を行う事業者に對し、省エネ性能に関する表示の努力義務を規定しております。

また、省エネ性能に関する表示が適切に運営されるよう、国土交通省においてガイドラインを策定、公表しており、これに基づき、平成二十八年四月に、建築物省エネルギー性能表示制度、御指摘があったBELSが創設をされております。

国土交通省、経済産業省及び環境省の連携のもとで、各省が所管する補助事業の要件としてBELSを統一的に採用し、その普及を図つていくところでございます。こうした取組によりまして、BELSの実績は平成三十年三月末現在で五万件を超え、着実に増加をしているところでございます。

また、住宅、建築物の省エネ施策のさらなる充実に資するため、昨年九月より、先ほど申しました、学識者、業界団体の方々をメンバーとする研究会を立ち上げまして、住宅、建築物の省エネ性能の実態把握、検証や、省エネ基準への適合率のさらなる向上等に関する課題の整理を行い、本年三月末に取りまとめを公表したところでございます。

この取りまとめの中で、性能表示につきましては、建築主や居住者への省エネ性能の情報提供の徹底が必要と指摘がなされております。しかし、その一方で、また、既存住宅は設計図書が残っていないこともあり、省エネ性能の把握が困難といった指摘も、課題もいただいております。

いずれにしても、今後は、審議会等において、これらの御指摘を踏まえながら、住宅、建築物の省エネ性能向上に向けた具体的制度設計の中で、省エネ性能に関する情報提供のあり方も含めて検討を進めていきたい、そのように考えております。

○田嶋委員 ドイツのエネルギーパスのように、義務化でやれている国はやれていきますから、課題

はあつてもちゃんとやっていただきたいと思ひます。

それでは、少し飛ばさせていただきますが、最後に、経済産業大臣、建築分野だから余り経産省は関係ないとは思つていらつしやらないと思ひますが、国土交通大臣、当時、太田大臣でございましたけれども、日本はどちらかというと新築という志向があるということは認めつつも、私が提案をいたしまして、それはそれとして、中古市場、既存ストックのリフォーム重視ということに軌道修正という委員、私です、委員の御指摘は、私は全くそのとおりというふうにも思います。当時、三年前、このような御答弁をいただいております。

経済産業大臣としても、経産省としても、この建築分野に関しては国土交通省と二人三脚でしっかりと進めていただきたい。これは、私は、最重点分野だ、省エネの、そのように考えております。いかがですか。

○世耕国務大臣 私も全く同じ考えであります。

住宅のリフォームも、かなり業界も育つてまいりましたし、そういう中で、特に、新築住宅の省エネ化だけではなく、既存住宅の省エネリフォームの普及も極めて重要でありまして、これは、日本再興戦略でも、二〇二〇年までに省エネリフォームを倍増させるという目標も掲げているところでございます。

○田嶋委員 倍増、ありがとうございます。

本当にこれは、成長産業を、芽を摘んでしまつていくということも言えるんですね、今のようなくことを続けていたら、だから、ドイツは、今おっしゃったように、倍増なんです。ドイツはリフォーム産業が倍増したんです。今、新築は大体ドイツは二十万棟ぐらいですね。日本は九十万棟以上、いまだに新築です。そういうことではなくて、質のいいストックをつくっていくかなければ、人口減少時代ですから、もうパイをふやす時代じゃなくて、質を上げていかなきゃいけない。ぜひとも両方で頑張つていただきたいというふう

思います。

それでは、時間になりましたので、副大臣、申しわけありません、最後に一点だけ、次のテーマは次回に回しますが、一点だけ。

木質バイオマスということも大変重要です。これは特に熱の利用ということで大事になってきているんですが、最近、輸入パーム油、それから輸入ペレットに関して、大変多く活用されている。

しかし、これはどうも地消地産の再生可能エネルギーの本旨から外れるんじゃないかなという感じがいたします。これは要するに、輸入するわけですから、つまり、資源の海外依存という意味では油と何ら変わらないわけでありまして、ただ、カーボンニュートラルという点は石炭よりはましかもしれません。

しかし、こういう形にどんどん変容している感じがするんですけども、こういうことではないでしょうか。輸入の木質バイオマスはちよつとまじりゃないかなという感じが私はするんですけど、副大臣、どういうお考えですか。

○西銘副大臣 委員御指摘のように、輸入材を中心とした大規模なバイオマス発電がFIT制度の対象になっておることは承知しております。今委員が御指摘された、エネルギー自給率の向上やあるいは地域活性化に資さないのではないかと、御指摘があることは承知しております。他方、現時点で国内の供給量に制約があつて、こうしたバイオマス発電についてFIT制度のもとにあるということも理解しております。

今後、この点がどう展開していくのか。FIT制度が導入されて、私がかつて、二十年ぐらい前ですけれども、ごみ発電の関係で現場を回つておりました当時は、売電に非常に苦労しているという話がありました。当時、八円という数字が私は頭に残っているんですが、今、FIT制度のもとで、四十円とか二十円とか十七円とかなくなつて、バイオマスも国としては進めていかなければならない、地域の分野としては進めていかなければ

ばならないと考えております。

いずれにしても、林野庁、関係省庁と連携をとりながら、地域の活性化という視点も、分散型のエネルギーという視点も入れながら、バイオマスについては進めていかなければならないと考えております。

○田嶋委員 副大臣、ありがとうございます。

最後のページ八にドイツの状況を示しておりますけれども、バイオマスは、発電はほほもう終つて、むしろ発熱の方が主軸になるという一つの先例があるわけでもございます。

それから、今のお話で、供給量が国内では追いつかないからという話があります。それは、そもそも、地域のいろいろなバランスをよく見ずに過大な設備投資をしちやつたから、それに合わせて輸入を使つているという、逆の、本末転倒なことが起きているのかなという感じもします。

この点は更に議論していきたいと思いますが、いずれにしても、このバイオマスも曲がり角に来ているのかなという感じがいたします。そして、大変重要な熱の利用もありますので、引き続き、経済産業省も、林野庁や農水省と連携しながらしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○稲津委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時二十二分休憩

午後一時開議

○稲津委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

本法案の大前提として、今後の日本のエネルギー基本計画をめぐつて質問をいたします。

まず、第五次エネルギー基本計画の政府の案が五月の十六日に取りまとめられて、今月十九日か

ら、来月、六月十七日まで、約一カ月間、パブリックコメントということで、国民への意見募集が行われております。原発は、その中で、重要なベースロード電源と引き続きというふうな位置づけられて、二〇三〇年度の原発の電源構成比率も、これまでどおりの二〇%から二二%とされておりまして。

そこで、まず世耕大臣に伺います。

五月十八日の当委員会でこの目標についてやりとりがありました。そして、原発の稼働率を八割程度まで向上させて、一部の炉については法令で認められた四十年を超える運転期間延長を行うことで、原発の新設やリプレースがなくても二〇から二二%の目標達成は可能と大臣は答弁をされましたが、これは、どうやれば稼働率八割が実現するというふうな考えていらつしやるのでしょうか。

○世耕国務大臣 まず、アメリカでは、一九七九年のスリーマイルアイランド原発事故の反省も踏まえて、事業者が集まつて、安全性、信頼性の向上を目的とした組織を設立しました。こういった枠組みのもとで、現場における良好な取組事例の共有ですとか、改善点を相互に指摘し合うといった活動を続けることによつて、大きなトラブルの発生件数が十分の一に減少して、一九八〇年代には五五%であった稼働率が、二〇〇〇年代には九〇%まで向上したという例もあるわけでありまして。

日本においても、こうしたアメリカでの取組を参考にしながら、原発の安全性、信頼性を向上させていくために、現場やマネジメントの取組について、原子力事業者間での相互のレビューと指導を行う原子力安全推進協会の設立、そして、先進的なリスク評価手法の研究開発と原子力事業者への導入支援を行う原子力リスク研究センターの創設、また、産業大で信頼性向上につながる共通の課題を設定して、効果的な対策を検討、普及させていく新たな組織づくりなど、産業界での自主的な取組が進みつつあるわけでありまして。

こうした安全性、信頼性の向上を目指す取組を続けていくことによつて、稼働率を八〇%に向上させることは可能だと考えております。

○笠井委員 具体的に、原発、今全国にあるわけですけれども、じゃ、どうやって八割を実現する。今いろいろ、とまっているもの、それから再稼働を目指しているもの、あるいは、四十年、六十年とか、そういうところがあるに、その目標、一体どうやって実現するということに、その目標に見合つて考えておられるんですか、稼働率八〇%と言われるけれども。

○世耕国務大臣 私の申している稼働率というのは、今の、原発が何基あるうちの何基が稼働するという稼働率ではなくて、その一基がそれぞれ動いた場合に、ずっと動き続ければ一〇〇%なわけですが、それは普通、定期点検があつたり、あるいは、場合によつて、ちよつとふぐあいが出て一旦とめてというようなこともある、そういうこと稼働率ということをやつておりました、今現状では、これまでの実績では原発の稼働率というのは大体七〇%、これを八〇%に上げることができないのではないかと、それを前提にして、二〇三〇年のエネルギーミックスも達成可能ではないかというところを申し上げているわけでございます。

○笠井委員 アメリカの例も言われたんですが、これは、東京電力福島第一原発事故を起こした日本での話を、今議論になつていまして、幾つかいろいろな対策ということを、やればできるといふ話を言われたんですが、安全最優先の再稼働と、延ばしていくことになれば、これは原発を危険にさらすことになりまして。

それで、八割できるということをめぐつて、経産省では、それに見合つてどういう試算を立てるかということ、計算を出されているはずなんですけれども、それについてはどういふものになっていますか。

○世耕国務大臣 ちよつと御質問の意味がわからないんですが、今、二〇三〇年、二〇から二二%